

企業会計基準適用指針公開草案第 12 号

その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)

平成 17 年 9 月 7 日
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
適用指針	2
範囲	2
会計処理	3
適用時期	7
結論の背景	8
検討の経緯	8
会計処理	9

目的

1. 本適用指針は、その他資本剰余金の処分による配当（配当財産が金銭である場合に限る。以下同じ。）を受けた株主の会計処理を定めるものである。
配当財産が金銭以外の場合の株主の会計処理は、企業会計基準公開草案第5号「事業分離等に関する会計基準（案）」によることになる。

適用指針

範囲

2. 本適用指針は、すべての会社の連結財務諸表及び個別財務諸表に適用する。

会計処理

3. 株主が資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合、配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合を除き、原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額する。
4. 配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合は、配当受領額を受取配当金（売買目的有価証券運用損益）として計上する。
5. 第4項に定める以外の場合でも、以下の例のように配当受領額を収益として計上することが明らかに合理的である場合は、受取配当金に計上できるものとする。
 - (1) 配当の対象となる時価のある有価証券を時価まで減損処理した期における配当
 - (2) 投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合において、結合後企業から分配された配当金に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業において存在していたときの配当（ただし、配当を受領した株主が、当該企業再編に関して投資先企業の株式の交換損益を認識していない場合に限る。）
 - (3) 配当の対象となる有価証券が優先株式であって、払込額による償還が約定されており、一定の時期に償還されることが確実に見込まれる場合の当該優先株式に係る配当
6. 配当金の認識は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 最終改正平成17年2月15日）第94項と同様とする。なお、配当金を計上する際に、その他利益剰余金の処分によるものか、その他資本剰余金の処分によるものかが不明な場合は、受取配当金に計上できるものとする。その後、その他資本剰余金によるものであることが判明した場合は、その時点で修正する会計処理を行う。
なお、剰余金を配当する会社は、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた配当金の原資（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）を速やかに公表することが望ましい。

適用時期

7. 本適用指針は、会社法施行期日以後に認識される配当から適用する。

結論の背景

検討の経緯

8. 平成14年2月21日に当委員会が公表した企業会計基準適用指針第3号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」（以下「改正前適用指針」という。）は、同時に公表した企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」に関連し、その他資本剰余金から配当を受けた株主の会計処理を定めるものである。

本適用指針は、平成17年7月26日に会社法（平成17年法律第86号）が公布されたこと、また、当委員会が、平成17年7月29日に企業会計基準公開草案第5号「事業分離等に関する会計基準（案）」及び平成17年8月10日に企業会計基準公開草案第7号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」を公表したことに伴い、改正前適用指針について所要の改正を行ったものである。

会計処理

9. 現行の会計実務では、留保利益から分配を受けたときは受取配当金で処理し、払込資本の払戻を受けたときは投資勘定の減額で処理することが多い。この処理は、投資成果の分配と投資そのものの払戻を、支払側の分配の原資に従って区別することを意図している。
10. その他資本剰余金は、資本金及び資本準備金の額の減少により生じた剰余金及び自己株式処分差益等の額で構成され、その内容は原則として株主からの払込資本である。よって、その他資本剰余金の処分による配当は、基本的には投資額の払戻の性格を持つ。したがって、現行の会計実務に合わせ、それらの配当を受けた株主の側では、有価証券の帳簿価額を減額することを原則的な処理とした。
11. 配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券であり、期末に時価評価され評価差額が損益計算書に計上されている場合には、分配に伴う価値の低下が期末時価に反映されているため、分配の原資にかかわらず収益計上することが適切であり、受取配当金（売買目的有価証券運用損益）として処理することとした。
12. なお、本質的には支払側の分配の原資（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）により、自動的に受取側の会計処理（投資成果の受取又は投資の払戻）が決定される訳ではない。例えば、以下のような場合には、支払側の分配の原資に従って受取側が処理しても、必ずしも投資成果の分配と投資そのものの払戻を整合的に処理できない。
- (1) 投資以後に投資対象会社が計上した利益を超えて留保利益が配当された場合
 - (2) 利益の資本組入が行われた後に資本金の額を減少させてその他資本剰余金とし、これを原資とした配当が行われた場合
 - (3) 資本金、資本準備金による欠損てん補が行われた後に計上された留保利益が配当された場合
- こうした支払側と受取側の不整合は、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証

券のすべてに持分法を適用しない限り、避けられない。

13. また、資本準備金は原則として払込資本であるが、以下のような場合には利益性の剰余金たる性格を持つ部分が含まれている。

- (1) 過去に資産の再評価益が資本準備金に計上されている場合
- (2) 過去に行われた吸収合併において、吸収合併消滅会社の留保利益が吸収合併存続会社の資本準備金として引き継がれている場合
- (3) 株式移転設立完全親会社の資本準備金に株式移転完全子会社の留保利益相当額が含まれている場合

14. よって、その他資本剰余金の処分による配当受領額でも、収益として計上することが明らかに合理的である場合は、その場合に限り受取配当金として収益計上できるものとした。第5項で掲げた収益とみることが明らかに合理的な例の各々の趣旨は第15項から第17項のとおりである。なお、本適用指針では、事業分離等に関する会計基準等、企業再編に関する会計基準が整備されたことに伴い、当該会計処理が適用できる場合の例示（第5項(2)及び第16項参照）を見直している。

15. 配当の対象となる時価のある有価証券を時価まで減損処理した期における配当（第5項(1)参照）

投資の対象となった有価証券が期末に時価まで減損処理され、評価損が損益計算書に反映されている場合、分配に伴う価値の低下が期末時価に反映されているため、売買目的有価証券のケースと同様に受取配当金として収益計上できると考えた。

16. 投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合において、結合後企業から分配された配当金に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業において存在していたときの配当（ただし、配当を受領した株主が、当該企業再編に関して投資先企業の株式の交換損益を認識していない場合に限る。）（第5項(2)参照）

結合後企業のその他資本剰余金の処分による配当が、実質的に企業再編直前の投資先企業（結合当事企業）の留保利益相当額からの配当であることが確認できる場合は、その他利益剰余金からの配当と同様に取り扱い、受取配当金として収益計上できると考えた。

このような例示に該当する場合としては、配当を受領した株主が、投資先企業の株式の交換損益を認識しないことを前提に、例えば、以下のような場合があげられる。

- ・ 吸収合併存続会社のその他資本剰余金に投資先企業であった吸収合併消滅会社の留保利益相当額が含まれている場合の当該存続会社からの配当
- ・ 株式移転設立完全親会社のその他資本剰余金に投資先企業であった株式移転完全子会社の留保利益相当額が含まれている場合の当該親会社からの配当

なお、改正前適用指針では、当該会計処理の例示として、企業結合年度の配当であることを示していたが、本適用指針では示していない。これは、企業結合年度後の配当であっても、その配当原資が投資先企業の企業再編直前に存在していた留保利益相当

額であることが明らかな場合もあることを考慮したためである。ただし、当該取扱いは、もともと配当受領額を収益として計上することが明らかに合理的である場合の取扱いであるため、投資先企業からの企業結合年度後における配当について当該会計処理を適用する場合には、上記の要件に照らして慎重に判断することが必要である。

17. 配当の対象となる有価証券が優先株式であって、払込額による償還が約定されており、一定の時期に償還されることが確実に見込まれる場合の当該優先株式に係る配当（第5項(3)参照）

優先株式の中には、発行者が償還する権利を持つものがある。そのような優先株式の場合で、払込額による償還が約定されており、一定の時期に償還されることが確実に見込まれる場合には、保有する当該優先株式は経済的には清算時の弁済順位を除き債券と同様の性格を持つと考えられる。よって、当該優先株式に係る受取配当は受取利息と同様に収益として計上することが可能であると考えられる。この場合には、優先株式の評価は債券の評価に準ずることになる。

以 上